

第 19 号議案

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.07」を「100分の7.42」に改める。

第5条中「35,400円」を「37,200円」に改める。

第7条中「100分の2.35」を「100分の2.52」に改める。

第8条中「11,500円」を「12,300円」に改める。

第9条中「100分の2.30」を「100分の2.45」に改める。

第10条中「13,600円」を「14,100円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「24,780円」を「26,040円」に改め、同号イ中「8,050円」を「8,610円」に改め、同号ウ中「9,520円」を「9,870円」に改め、同項第2号ア中「17,700円」を「18,600円」に改め、同号イ中「5,750円」を「6,150円」に改め、同号ウ中「6,800円」を「7,050円」に改め、同項第3号ア中「7,080円」を「7,440円」に改め、同号イ中「2,300円」を「2,460円」に改め、同号ウ中「2,720円」を「2,820円」に改め、同条第2項第1号ア中「5,310円」を「5,580円」に改め、同号イ中「8,850円」を「9,300円」に改め、同号ウ中「14,160円」を「14,880円」に改め、同号エ中「17,700円」を「18,600円」に改め、同項第2号ア中「1,725円」を「1,845円」に改め、同号イ中「2,875円」を「3,075円」に改め、同号ウ中「4,600円」を「4,920円」に改め、同号エ中「5,750円」を「6,150円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。